

ロンドン事務所

〔クイーンズ・スピーチで政府法案が発表に〕 英国

11月6日、ロンドン・ウェストミンスターの国会議事堂で国会開会式が開かれ、今会期中に審議される政府法案のリストを元首が読み上げる伝統儀式「クイーンズ・スピーチ」も行われた¹。クイーンズ・スピーチは、1854年のビクトリア1世によるものが最初だが、国会の開会は16世紀から元首により行われていた。

クイーンズ・スピーチには、上下両院の議員が出席し、女王は、内閣次官が執筆した演説原稿を上院の玉座から読み上げる。今回は、6月にゴードン・ブラウン氏が首相に就任して以来、初めてのクイーンズ・スピーチとなった。しかし、ブラウン首相は就任後、今後は次の会期に国会へ提出する見込みの政府法案については、「立法プログラム案 (Draft Legislative Programme)」として毎年夏に発表し、国会議員やロビイスト等と意見集約作業を行った後、秋のクイーンズ・スピーチで正式に発表するとの方針を明らかにした。立法プロセスの透明性向上と政府の政策立案機能強化を狙いとしたもので、この方針に沿ってブラウン首相は今年7月、初めての「立法プログラム案」を発表している。

公共サービス関連では、政府の政策課題を前進させる法案が数多く発表された。地方自治体への影響が特に大きい法案は下記の4つである。

住宅・再開発法案 (Housing and Regeneration Bill)

- ・住宅公団と「イングリッシュ・パートナーシップス」²を合併し、「イングランド住宅・コミュニティー庁 (Homes and Communities Agency for England)」を新設する。新組織の通称は「コミュニティーズ・イングランド」となる。
- ・公営住宅の監視機関として独立組織「賃借人・非営利家主監督局 (Office for Tenants and Social Landlords, OfTSL)」を新設する。
- ・二酸化炭素 (CO₂) を全く排出しない、または排出量の少ない住宅で構成される「エコ・タウン」の建設を促進する。

保健・ソーシャルケア法案 (Health and Social Care Bill)

- ・既存の3機関を合併し、医療及びソーシャルケア・サービスの単一監視組織「ケア・クオリティ委員会 (Care Quality Commission)」を新設する。
- ・近年新たに発見された疾患、人権関連法、国際情勢を踏まえて、「1984年公衆衛

¹ 元首が男性の場合は「キングス・スピーチ」と呼ばれる。

² 地域再生関連業務を担う政府の執行機関。

生（疾病防止）法（**Public Health (Control of Diseases) Act 1984**）」を改正する。

- ・妊娠中の女性に対し、妊娠 29 週目に特別補助金を支給する。

気候変動法案（Climate Change Bill）

- ・廃棄物の更なる削減を狙いとしたパイロットスキームの実施を許可する。
- ・英国全体の CO2 排出量を 2050 年までに 1990 年比で 60% 削減する。
- ・独立の公共機関「気候変動委員会（Committee on Climate Change）」を設置し、気候変動への取り組みにおいて重要な役割を持たせる。

政治機構改革草案（Draft Constitutional Renewal Bill）

- ・議会近代化に向けた施策を導入する。
- ・議会との関係における行政執行部の役割を明確化する。
- ・「中央・地方協約（Central-Local Concordat）」の締結によって、中央政府と地方自治体の役割分担を明確化する。

この他にも、地方自治体関連の法案として下記が含まれている。

児童・若者法案（Children and Young Persons Bill）

- ・地方自治体が運営する養護施設の制度を改革する。

市民権・移民草案（Draft Citizenship and Immigration Bill）

- ・ゴールドスミス前司法長官が手掛けている市民権制度に関する見直し作業「シチズンズ・レビュー（Citizenship Review）」の提言を取り入れる。

教育・職業技術法案（Education and Skills Bill）

- ・義務教育修了年齢を現在の 16 歳から 18 歳に引き上げる（学校で教育を受けることを選択しない場合、18 歳まで職業技術訓練を受けることが求められる）。
- ・政府の職業技術政策に関してリーチ卿が手掛けた見直し作業の結果報告書「グローバル経済における全ての人の繁栄 - 世界に通用する職業技術（Prosperity for all in the global economy - world class skills）」（2006 年 12 月発表）の提言を取り入れる。

地方交通法案（Local Transport Bill）

- ・地域での道路賦課金制度（congestion charge）導入の枠組みを整備する。
- ・公共交通サービス提供における地方自治体の権限を強化する。

都市計画改革法案（Planning Reform Bill）

- ・大規模なインフラ設備の建築許可申請の検討・承認を行う新委員会を設置する。

管轄地域は英全土。

・より多くの新規住宅建設を狙いとした地方自治体向け補助金「住宅・都市計画実現補助金（Housing and Planning Delivery Grant）」を導入する。

規制執行・認可法案（Regulatory Enforcement and Sanctions Bill）

- ・地域規制改善庁（Local Better Regulation Office）を新設する。
- ・企業が単一の地方自治体とパートナーシップを結び、自治体が企業に対し、酒類販売許可、商取引基準、環境衛生についてアドバイスを与えるシステムを創設する。
- ・酒類販売許可、商取引基準、環境衛生に関する法規制に違反した企業に対する罰金額を引き上げる。

上記を含めクイーンズ・スピーチで発表された政府法案・草案一覧

教育・職業技術法案（Education and Skills Bill）

職業訓練草案（Draft Apprenticeships Bill）

住宅・再開発法案（Housing and Regeneration Bill）

都市計画改革法案（Planning Reform Bill）

医療・ソーシャルケア法案（Health and Social Care Bill）

ヒト受精・胎生学法案（Human Fertilisation and Embryology Bill）

児童・若者法案（Children and Young Persons Bill）

銀行・住宅組合休眠口座法案（Dormant Bank and Building Society Accounts Bill）

年金法案（Pensions Bill）

気候変動法案（Climate Change Bill）

エネルギー法案（Energy Bill）

地方交通法案（Local Transport Bill）

犯罪防止・取締り、移民法案（Criminal Justice and Immigration Bill）

市民権・移民草案（Draft Citizenship and Immigration Bill）

反テロ法案（Counter-terrorism Bill）

規制執行・認可法案（Regulatory Enforcement and Sanctions Bill）

政治機構改革草案（Draft Constitutional Renewal Bill）

EU改革条約法案（EU Reform Treaty Bill）

（参考）

http://www.lga.gov.uk/Documents/LGA_QS_briefing_2007_v2.pdf

【ロンドン市長の権限拡大と地方自治体の行政構造改革に関する法改正】 英国

2006年度の国会会期は2007年10月に終了した。同年度会期中に成立した地方自治関連の法律に、「2007年GLA法（Greater London Authority Act 2007）」と「2007年地方自治・保健サービスへの住民関与法（Local Government and Public Involvement in Health Act 2007）」があった。

2007年GLA法

首都ロンドンの広域自治体であるグレーター・ロンドン・オーソリティー（GLA）は、直接選挙で選ばれるロンドン市長と、やはり直接公選の25人の議員から成るロンドン議会などで構成される³。「1999年GLA法（Greater London Authority Act 1999）」によって設立され、市長及び議会選挙は第1回が2000年5月、第2回が2004年6月に行われている。

2005年5月に実施された総選挙で、与党労働党は、「前進する英国（Britain Forward Not Back）」と題されたマニフェスト（選挙公約）を発行し、「ロンドン市長とGLAの権限を見直す」ことを公約した。

これに続き2005年11月、政府は、特に住宅、職業技術、都市計画、廃棄物処理の4分野に焦点を当てたGLAの権限強化策について意見集約作業を行い、2006年7月にはその最終案を発表した。最終案には、ロンドンにおける住宅及び成人の職業技術訓練に関して市長に主導的役割を与えるほか、都市計画、廃棄物処理、文化・スポーツ、保健、気候温暖化対策、エネルギー政策などの幅広い分野で、市長の戦略面における権限を強化することなどが含まれていた。さらに、GLAの4つの実務機関のうち、ロンドン消防・緊急時計画局（LFEP）、ロンドン警察局（MPA）⁴、ロンドン交通局（TfL）の3機関の理事会メンバーの任命権を市長に付与するとの案も盛り込まれた。市長の新たな権限を補完するため、ロンドン議会の役割強化も提案された。

これら提案された権限のうち、導入に議会立法（primary legislation）⁵を必要とするものが、今回の「2007年GLA法」に盛り込まれた。なお、ロンドンにおける成人の職業技術と雇用に関する市長の権限は「2007年継続教育・職業訓練法（Further

³ ほかに、市長とロンドン議会双方を補佐する事務局、更に市長を補佐する市長室がある。

⁴ ロンドン警視庁の機能を監視する組織。

⁵ 議会立法とは、上・下院で可決され、国王または女王の裁可を経て施行される法律で、「Act of Parliament」と呼ばれる。これに対し、行政委任立法や枢密院令など議会での可決を必要としない法令は副次立法（secondary legislation）と呼ばれる。

Education and Training Act 2007)」⁶により、MPA の議長、副議長の任命権は「2006 年警察・司法法 (Police and Justice Act 2006)」⁷により導入されている。これら 2 つの権限に関する詳細は今後、規則 (Regulation、副次立法の一つ) によって定められる。

GLA 法は下記の 11 章で構成されている。

第 1 章	GLA の一般的な機能
第 2 章	交通
第 3 章	ロンドン開発庁
第 4 章	保健
第 5 章	ロンドン消防・緊急時計画局
第 6 章	住宅
第 7 章	都市計画
第 8 章	環境面での役割
第 9 章	文化、メディア、スポーツ
第 10 章	その他及び一般的事項
第 11 章	補足事項

2007 年地方自治、保健サービスへの住民関与法

「2007 年地方自治、保健サービスへの住民関与法」は、イングランドの地方自治制度改革と保健サービス、ソーシャルケア・サービスへの患者及び一般市民の関与に関する現行制度改革に向けた政府案を実行に移すものである。同法はまた、ウェールズの地方自治体再編と自治体構造の変更を行える権利をウェールズ議会に付与している。

2004 年 7 月、当時の地方自治担当省だった副首相府 (既に廃止) は、「ローカル・ビジョン (local:vision)」との標語のもと、地方自治の今後について、中央政府と地方自治体及びその他の利害関係者の間で話し合いを行うための討議文書「地方自治の未来 - 10 年後のビジョン (The future of local government – developing a 10 year vision)」を発表した。以降、2006 年 2 月までの間に、「ローカル・ビジョン」の標語を掲げた多くの文書が発表され、地方自治の今後についての討議、意見集約作業へのアイデアが示された。2006 年 10 月発表の地方自治白書「コミュニティの強化と繁栄のために (Strong and Prosperous Communities)」は、この意見集約作業を受けてま

⁶ 2007 年 10 月 23 日成立。

⁷ 2006 年 11 月 8 日成立。

とめられたものであり、「2007 年地方自治、保健サービスへの住民関与法」は、同白書の提案を立法化したものである。

同法の地方自治関連の主な内容は以下の通りである。

- ・ イングランドの二層制地域で、ユニタリー化を申請し、承認された地域に対し、ユニタリー化を指示する権限を国務大臣に与える。
- ・ 選挙委員会による選挙システムの見直し及び中央政府の許可なしに地方議会の承認のみで、地方議会選挙の選挙サイクルを「4 年毎に全議員を一斉に改選する」方式に変更できる権利を地方自治体に付与する。
- ・ イングランド内の全ての地方自治体に対し、リーダーを地方議会議員による投票で選出するリーダーと内閣制 直接公選首長と内閣制 の2つのモデルのいずれかを選ぶことを義務付ける。 のリーダー、 の直接公選首長の任期はいずれも4年。直接公選首長制度の導入に住民投票での承認は必要とされない。
- ・ パリッシュの創設権を中央政府から地方自治体へと委譲する。グレーター・ロンドン内でのパリッシュの創設を許可する。パリッシュが「コミュニティ・カウンスル」等へ名称を変更することを許可する。
- ・ 中央政府による条例制定の承認権を廃止する。地方自治体は自らの権限で条例を制定できるようになる。

なお、同法の保健サービス関連の内容については、その準備の第一段階として、保健省が2005年8月、保健サービスに患者と一般市民を関与させる制度に関する見直し作業を開始していた。この結果を受けて同省は翌2006年1月、「私たちの健康、私たちの意見、私たちのケア - コミュニティサービスの新たな方向性(Our health, our say, our care: a new direction for community services)」と題する白書を発表。更に同年7月には、政府による現行制度の改革案を示した討議文書「住民の権限強化に向けて(Stronger Local Voice)」が同省により発表され、意見集約作業が行われた。

「2007 年地方自治、保健サービスへの住民関与法」は、下記の全16章で構成されている。

第1章 イングランドにおける地方自治体再編及び行政区画変更
第1項 地方自治体再編及び行政区画変更
第2項 地方自治体による土地の処分に関する規制等
第2章 地方議会選挙制度
第1項 イングランドの自治体による選挙サイクル変更の権限
第2項 その他

第3項	本法によって生じるその他の法律への変更事項
第3章	イングランドの地方自治体の行政構造
第4章	パリッシュ
第1項	パリッシュ
第2項	福利促進の権限
第3項	再編
第5章	イングランドの地方自治体と地域パートナーとの提携
第1項	地域協定(LAA)とコミュニティ戦略
第2項	政策評価委員会
第6章	条例
第7章	ベスト・バリュー制度
第8章	地方公共サービス： 査察と監査
第1項	監査委員会メンバーの構成
第2項	監査委員会と監査官： 機能と手順
第3項	ウェールズ首席監査役と監査官
第9章	イングランド地方行政委員会
第10章	地方議会議員の行動規範
第1項	行動規範の適用範囲
第2項	被雇用者
第11章	複数の地方自治体が運営する廃棄物処理局
第12章	地方自治体の規制を受ける機関
第13章	イングランド評価裁判所
第14章	保健サービス、ソーシャルケア・サービスへの患者及び一般市民の関与
第15章	ウェールズ議会の権限
第16章	その他

(参考)

http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2007/en/ukpgaen_20070024_en.pdf

http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2007/en/ukpgaen_20070028_en.pdf

<http://image.guardian.co.uk/sys-files/Politics/documents/2005/04/13/labourmanifesto.pdf>

【経済成長促進を図る自治体間の連携協定の策定地域が発表に】 英国

経済成長促進を目的に複数の自治体が行政区画を越えて連携することを約する新協定「地域連携協定(Multi-Area Agreements、MAAs)」の策定を承認された13の準地域(sub-region)が11月7日、ブリアーズ・コミュニティ・地方自治相により発表

された。MAAs の導入は、中央政府から準地域レベルへ権限を委譲するという政府の目標を更に一步進めるものである。しかし、13 の準地域のリストからは、同省がかねて示していた「都市圏 (city region)」重視の方針は読み取れず、2 つの都市圏の名が含まれていなかった。

準地域は、広範囲にわたる地域 (region) を構成するより小規模の地域で、イングランドの場合、政府地域事務所 (Government Office) の管轄エリアで分けられた 9 地域の一部を構成する。それぞれの準地域は二つ以上の自治体で構成され、イングランド全土に存在するが、今回の MAAs 策定の発表により、初めて公式にその存在が認知されたことになる。

他方、「都市圏」とは、大都市が、その周辺エリアを含めて一つの地域を形成しているとみなす考え方である。周辺エリアは雇用の場を大都市に頼っており、大都市は労働力を周辺エリアに頼っている。イングランドにおける「都市圏」の存在を初めて紹介したのは、「イングランドの地方自治に関する王立委員会 (Royal Commission on Local Government in England)」⁸が 1969 年に提出した報告書に対し、同委員会のメンバーであったデレク・シニア氏が同年に発表した反論書であった。これ以降の「都市圏」に関する議論は学術的なものが専らであったが、1995 年には、イングランドの主要都市⁹をメンバーとする団体「コア・シティーズ (Core Cities)」が組織され、これら都市の経済、文化、政治の中心地としての地位を認識し、より多くの権限が委譲されるよう訴えるなどの動きが見られている。

ところで、2004 年 10 月にイングランド北東部で直接公選の地域議会の創設が住民投票で否決されて以降、政府は、中央政府と地域との間の行政のすき間を埋める解決策として、「都市圏」というコンセプトを好んで提唱してきた。これは、「都市圏」を活用することにより、必ずしも一般に浸透していない、政府地域事務所単位の地域分けに基づいて新たな行政体制を構築する必要がなく¹⁰、人々になじんでいる行政区画に沿って行政構造を再編することが出来るからである。

最近コミュニティ・地方自治相を務めたデービッド・ミリバンド現外務相、ルース・ケリー現運輸相は共に、「都市圏」の推進者であった¹¹。2005 年、当時コミュニティ・

⁸ 議長はモード卿 (Lord Redcliffe-Maud)

⁹ パーミンガム、ブリストル、リーズ、リバプール、マンチェスター、ニューカッスル、ノッティンガム、シェフィールドの 8 都市で構成

¹⁰ 政府は、政務地域事務所の管轄地域に一つずつ地域議会を創設する構想だった。住民投票で地域議会の創設が否決された「イングランド北東部」も、政府地域事務所単位の地域分けの一つである

¹¹ デービッド・ミリバンド氏は 2005 年 5 月～2006 年 5 月、ルース・ケリー氏は 2006 年 5 月～2007 年 6 月。ただし、コミュニティ・地方自治省が新設されたのは 2006 年 5 月で、ミリバンド氏は、副首相府 (既に廃止) に所属する閣外相として地方自治問題を担当していた。

地方自治担当閣外相だったミリバンド氏は、イングランドの主要 8 都市¹²で、各地の自治体のリーダーと、今後の地方分権策について協議するプログラム「シティー・サミット」を開催した。ここでの協議内容に基づいて作成された地方分権へのタイムテーブルに沿って、地方自治体は、他の自治体との連携案を中央政府へ提出した。2006 年 10 月に発表された地方自治白書「コミュニティの繁栄と強化のために (Strong and Prosperous Communities)」は、政府による「都市圏」推進の姿勢を改めて打ち出し、地方自治体に対し、他の自治体とのより詳しい連携案を提出するよう呼びかけている。

これに対して、2007 年 6 月のゴードン・ブラウン氏の首相就任以降、「都市圏」は政府の政策課題から姿を消してしまったかのように感じられる。「都市圏」というコンセプトは引き続き地方分権に向けた解決策であり続けているが、現政権は、「都市圏」の代わりに、「準地域レベルでの協働 (sub-regional working)」との用語を好んで使うようになっている。このことは、財務省が 2007 年 7 月に発表した、イングランド 8 地域における経済開発、地域開発の見直し作業結果報告書にも明らかであり、同報告書は、「準地域レベルでの協働」を実現するための手段が MAAs であることを確認した。

新たに締結される 13 の MAAs は、2007 年 3 月にイングランドの全ての自治体(ディストリクトを除く)での締結が終わった地域協定 (Local Area Agreement, LAA)、同 10 月に発表された地方自治体の新業績指標、2008 年より包括的業績評価制度 (CPA) からの移行が始まる包括的地域評価制度 (CAA)、政府と地方自治体協議会 (LGA) が同 12 月 12 日に発表した「中央・地方協定 (Central-Local Concordat)」と共に、地方分権と地方自治体・中央政府間のパートナーシップ強化に向けたブラウン政権の政策を形成することとなる。

MAAs を策定する 13 の準地域は、前述の「コア・シティーズ」が開催した「コア・シティーズ・サミット」の席上で発表された。プリアーズ・コミュニティ・地方自治相は、発表の際、「中央政府ではなく地方自治体自身が MAAs の内容を決定することにより、自治体が自ら優先事項を設定し、従来の行政区画を超えて、(地域の) 通勤圏、住宅市場、雇用市場全体をカバーする解決策を初めて提供できるようになる」と主張した。

政府は、今回を「第一次 MAAs」であると捉えており、更に実施地域を拡大する意向である。MAAs による自治体間のパートナーシップは、今後徐々に発展し、自治体間の連携の進展具合や生み出される結果は、個々のケースで異なるものになる。

MAAs の策定を承認された 13 の準地域は下記の通りである。

¹² 「コア・シティーズ」のメンバーグループと同じ 8 都市

MAAs 名称	参加自治体、地域名
タイン・アンド・ウィア	ゲーツヘッド市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノース・タインサイド市、サウス・タインサイド市、ノーサンバーランド県南東部、タイン・バレー、ダーラム県北部
ティーズ・バレー	ダーリントン市、ハートルプール市、ミドルズバラ市、レッドカー・アンド・クリーブランド市、ストックトン・オン・ティーズ市
リーズ都市圏	ブラッドフォード市、カルダーデール市、カークリーズ市、リーズ市、ウェイクフィールド市、ヨーク市、ノース・ヨークシャー県、セルビー市、クレイブン市、ハロゲート市
ハル・アンド・ハンバー・ポーツ	キングストン・アポン・ハル市、イースト・ライディングオブ・ヨークシャー市、ノース・イースト・リンカンシャー市、ノース・リンカンシャー市
サウス・ヨークシャー	シェフィールド市、バーンズリー市、ロザラム市、ドンカスター市
グレーター・マンチェスター	ボルトン市、ベリー市、マンチェスター市、オールダム市、ロッチデール市、サルフォード市、ストックポート市、テムサイド市、トラフォード市、ウィーガン市
リバプール都市圏	リバプール市、セフトン市、ノーズリー市、セント・ヘレンズ市、ウィラル市、ハルトン市
ファイルド・コースト	ブラックプール市、ファイルド市、ワイア市、ランカシャー県の一部
ペニー・ランカシャー	ブラックバーン・アンド・ダーウェン市、バーンリー市、ペンドル市、ロッセンデール市、ハインドバーン市、リブル・バレー市、ランカシャー県の一部
バーミンガム・コベントリー・アンド・ブラックカントリー	バーミンガム市、ソリハル市、サンドウェル市、ダドリー市、ウォルバーハンプトン市、ウォルソール市、コベントリー市、テルフォード・アンド・レキン市
ハンプシャー県南部の都市部のためのパートナーシップ	ポーツマス市、サウザンプトン市、イーストリー市、ファレアム市、ゴスポート市、ポーツマス市、ハバント市、ニューフォレスト市の一部、テスト・バレー市、ウィンチェスター市、イースト・ハンプシャー市、ハンプシャー県
ボーンマス・プール・ドーセット	ボーンマス市、プール市、ドーセット県
イングランド西部	ブリストル市、バース・アンド・ノース・イースト・サマセット市、ノース・サマセット市、サウス・グロスターシャー市

今回、MAAs の策定を承認されなかった都市圏は下記の 2 つである。

都市圏名	参加自治体名
スリー・シティーズ	ノッティンガム市 ¹³ 、ダービー市、レスター市
リージョナル・シティーズ・イースト	ピーターバラ市、ルートン市、イプスウィッチ市、ノリッジ市、コルチェスター市、サウスエンド・オン・シー市

(参考)

<http://www.communities.gov.uk/news/corporate/541487>

http://www.publicfinance.co.uk/news_details.cfm?News_id=31709

【税務当局が 2,500 万人の個人情報データを紛失】 英国

税務を所管する歳入・関税庁 (HM Revenue and Customs、HMRC) が、2,500 万人分もの個人情報データを紛失していたことが 11 月 20 日判明し、「英史上最大規模の個人情報紛失事件」として大々的に報道された。アリスター・ダーリング財務相が同日、下院で明らかにしたもので、育児手当受給者に関して HMRC が有する全データをダウンロードしたコンピューター・ディスク (CD) 2 枚が郵送途中で行方不明になった。ディスクには、育児手当を受給する計 725 万世帯の親とその子供の氏名、住所、生年月日、国民保険番号 (National Insurance Number)、銀行または住宅組合 (Building Society) の口座情報が記録されていた。

ディスクは 10 月 18 日、イングランド北西部タイン・アンド・ウィア市にある HMRC のオフィスから、オランダのクーリエ会社「TNT」を使って発送されたが、受取人であるロンドンの国家監査院 (National Audit Office、NAO) に届かないままとなっている。データのダウンロードとディスクの発送を担当したのは 23 歳の下級職員で、書留や配達証明郵便ではなく、普通郵便として送付した。ディスクは 2 枚ともパスワードで保護されている。TNT 社は、歳入・関税庁のほか、政府関係機関の内部郵便物の集配を請け負っている。

これにより、HMRC はデータ保護に関する内部規定に違反したばかりか、ディスクを紛失したことで、「データ保護法 (Data Protection Act)」に違反した。HMRC のポール・グレイ長官は、11 月 20 日付で引責辞任した。ディスクの搜索はロンドン警視庁が担当している。

HMRC は 2007 年 3 月に初めて、今回紛失したのと同じ情報が記録されたコンピューター・ディスクを NAO へ送付したが、この時は無事に届き、監査後、HMRC へ返

却された。ディスク紛失発覚後の 10 月 24 日、HMRC は更に同じディスクを書留で NAO へ送り、これも無事に届いた。

ダーリング財務相は 20 日の下院への声明で、大手会計事務所プライスウォーターハウスクーパーズの所長に対し、HMRC の個人情報保護システムについて調査を依頼したことを明らかにした。政府はまた、対応策として、育児手当受給者を対象とした専用のヘルプラインを設置するとともに、育児手当を受給する全世帯へ謝罪の書簡を送った。ブラウン首相は 11 月 21 日、下院で謝罪し、全省におけるデータ保護の状況を調査するよう内閣次官に指示したこと、及び各省で情報が適切に保護されているかどうか随時検査できる権限を情報コミッショナー（Information Commissioner）に付与する計画であることを明らかにした。更に、ポールズ児童・学校・家族相は 11 月 23 日、イングランド在住の全ての子供に関するデータベース「コンタクトポイント」の安全性について、外部機関に検査を依頼したことを発表した。

紛失したディスクに記録されたデータは、犯罪組織が詐欺に利用したり、小児性愛者が子供に対する性犯罪に利用することが懸念されている。また報道によると政府は、今回の件を受け、データ保護法を改正し、公的部門の職員がデータを軽率な形で送付することを禁じる見込みである。

政府は、データ紛失が担当の下級職員のみのものであることを強調しようとしたが、野党保守党による「データを送付することは HMRC の上級職員も知っていた」などの指摘を受けて NAO は 11 月 22 日、HMRC との間で今年 3 月と 10 月にディスク送付に関して交換された電子メール、及び NAO の長官補（Assistant Auditor General）が 11 月 22 日に HMRC の長官代理へ送付した書簡などを公表した。

公表された電子メールでは、NAO は育児手当受給者の子供の名前、育児手当番号、国民保険番号以外のデータは送付しないよう要請していたが、HMRC は、データをふるいにかけることは費用がかかるとの理由で拒否していた。電子メールは、HMRC の上級職員にも CC で送付されていた。しかし、NAO 長官補による書簡は、これらの事実を認めながらも、HMRC の上級職員がデータ送付の決定を下した証拠はないと主張している。

下院での事件公表後、政府の個人情報管理のずさんさが次々と明らかになった。HMRC は 11 月 24 日、HMRC のカスタマーサービス担当者とサービス利用者の会話などを記録したディスク 6 枚が、ランカシャー県にある HMRC のオフィスからロンドンの本部に送付される途中で紛失したことを明らかにした。また、憲法事項省（現司法省）の財務に関して見直し作業を委託された民間の下請け会社が昨年、過去 5 年間に同省から報酬を受け取った裁判官や弁護士の氏名、住所、銀行口座情報などが記録さ

¹³ ノッティンガムはコア・シティーズのメンバーであるにも係わらず、MAAs 策定を承認されなかった。

れたコンピューター・ディスクを普通郵便で受け取っていたことも分かった。更に、HMRCの2006年度の監査の際¹⁴、今回紛失されているのと同様の情報が大手会計事務所KPMGに送付していたことや、育児手当受給者全員に送られた政府の謝罪の書簡に、育児手当番号、国民保険番号も記載されており、名宛人に届かなかった場合、詐欺に利用される恐れがあることも判明した。KPMGへは手渡しでデータが送られ、監査終了後、歳入・関税庁に返却されたが、データ保護法に抵触しなかったかどうか、情報コミッショナーが調査を開始した。

11月24日にはまた、紛失中のディスクが、TNTではなくロイヤルメールか別のクーリエ会社「DX」社を通して送られた可能性があることも判明している。

HMRCは財務省の一部であるため、同省とダーリング財務相の責任が問われることとなった。HMRCは2005年4月、当時のブラウン財務相（現首相）の指揮のもと、内国歳入庁（Inland Revenue）と税関・税務局（HM Customs and Excise）の合併によって誕生した。政府は合併により1万2,500人の人員削減を目指しており、今回の失態は、こうした効率化の弊害であるとして首相の采配に疑問が投げかけられている。また、野党保守党からは、政府は個人情報管理できないとして、来年からの身分証明書（IDカード）導入を取り止めるよう訴える声が上がっている。

今回のデータ紛失を原因とする詐欺で発生した個人への損失を誰が補償するかに関しては、政府と銀行の間に対立が見られた。銀行の行為規定であるバンキング・コード（Banking Code）に沿うと、銀行または住宅組合が補償することとなり、ブラウン首相、ダーリング財務相も共に、その旨を下院に対して確認している。しかし、英国銀行協会、住宅組合協会、APACS（銀行共同支払決済機構）は、11月26日に財務省へ送付した書簡で、「銀行、住宅組合は、当面の損失補償は行うものの、被害が多くの顧客に拡大した場合、政府からの補償があるべき」と主張した。

ダーリング財務相による下院への声明（11月20日）

「歳入・関税庁（HMRC）で、データ保護に関する規定違反があり、育児手当受給者の個人情報が紛失された件について声明を述べる。

本議会の理解のため、まず初めに背景を説明する。国会に対して説明責任を有する独立機関である国家監査院（NAO）は、法で定められた義務を履行するにあたり、歳入・関税庁が有するデータの閲覧を要求し、データにアクセスする権利を持つ。

今年3月、歳入・関税庁の下級職員が、育児手当受給者について同庁が有する全デ

¹⁴ 今回紛失されたデータはHMRCの2007年度の監査のためのもの。

ータのコピーを国家監査院へ送付した。これにより、データ保護に関する歳入・関税庁の厳しい規定の明らかな違反が生じた。当該規定は、データの保護、データへのアクセス及びデータの輸送について定めたもので、データの適切な保護を狙いとしている。

3月にデータを送った際の送付方法は、同規定に違反していた。しかし、この際には、国家監査院による監査終了後、全てのデータが歳入・関税庁へ返却されたと私は理解している。

更に今年10月、国家監査局の更なる要請に応じて、歳入・関税庁の、やはり下級の職員が、またも同庁の規定に違反して、育児手当受給者に関する同庁の全データをダウンロードした2枚のコンピューター・ディスクを国家監査局へ送付したようである。ディスクは2枚ともパスワードで保護されていた。クーリエ会社TNTの内部郵便物集配システムを使って送付されたが、配達証明郵便にも書留郵便にもなっていなかった。

ディスクは未だに、国家監査局の受取人の手元に届いていない。加えて本議会に報告しなければならないことは、当該ディスクの紛失判明を受け、同じデータをコピーした別のディスクが、今度は書留郵便として再度送られたという事実である。ディスクは国家監査局へ無事届いたが、歳入・関税庁はそもそも、それらのデータを送付すべきではなかった。

紛失中のディスクは10月18日に歳入・関税庁から国家監査局へ送付されたが、同庁の上層部が紛失の事実を知らされたのは約3週間後の11月8日であった。

私は11月10日に本件について報告を受けて直ちに、紛失中のデータが見つかりそうな場所全てを歳入・関税庁職員が徹底的に搜索するよう指示した。

歳入・関税庁は11月12日、ディスク配達の経路が追跡できるかもしれないこと、そしてディスクは恐らく見つかるであろう旨を私へ報告した。しかし、11月14日までには同庁での搜索が成功していないことが明らかになったため、私は同庁のグレイ長官に対し、ロンドン警視庁へ全面的な捜査を依頼するよう指示した。しかし、現段階では、ディスクは行方不明のままである。

警察の報告によると、現在までのところ、ディスクが妥当でない者の手にわたったことを示す証拠はない。また、ディスクに記録されたデータが、詐欺などの犯罪行為に使われていることを示すいかなる証拠も警察は認識していない。

歳入・関税庁が、自らの規定に違反した結果、機密扱いの個人情報の保護に失敗するという重大で深刻な過失を犯したことで、何が紛失しているのかを本議会に述べる。

歳入・関税庁は、政府から独立した機関であり、その設立は法によって定められ、議会に対し説明責任を有する理事会と、ポール・グレイ長官によって運営されている。グレイ長官は先週、本件の重大さに鑑み、辞任する旨を自ら私に伝え、既にその意思を確認している。私は、財務省、労働・年金省、そして歳入・関税庁におけるグレイ氏の貢献に心から感謝している。

紛失中のディスクに記録されているデータは、725万世帯、2,500万人の個人情報である。これには、育児手当受給者とその子供の氏名、住所、生年月日、育児手当番号、国民保険番号、銀行または住宅組合の口座情報が含まれている。私は本件を、歳入・関税庁が国民に対する責任を果たせなかった重大で深刻な過失と受け止めている。

更に補足すると、歳入・関税庁は過去にも、データを紛失して個人情報保護規定に違反したことがある。今年9月末には、クーリエ会社による外部郵便物集配サービスを使って送った約1万5,000人のデータがなくなったほか、やはり9月、同庁のサービス利用者の個人情報が記録されたラップトップコンピューターなどを紛失している。

私はこのたび、会計事務所プライスウォーターハウスクーパーズのキーラン・ポインター所長に対し、歳入・関税庁での個人情報保護システムに関する調査を依頼し、来月12月に中間報告書を、来春に最終報告書を提出するよう要請した。調査は、独立警察苦情委員会（Independent Police Complaints Commission）との協議のうえで行われ、最終報告書は情報コミッショナーにも提出される。

しかし、以下の点は強調させていただきたい。これらのデータが妥当でない者の手にわたったり、詐欺などの犯罪行為に利用されたという証拠はない。銀行および住宅組合は、顧客保護の対策を講じており、今後も育児手当受給者の口座の監視を続ける。今回のデータ紛失によって、自身に落ち度のない詐欺被害者が不利益を被ることはない。

【2007年、2008年とドイツの地方自治体の税収は増加へ】 ドイツ

連邦財務省が事務局を担当する「税収予測委員会」は1955年に設立された、財務省と経済技術省、経済研究所大手5所、連邦統計局、連邦銀行、ドイツ経済発展観測審議会及び地方自治3団体の代表者で構成される委員会である。ここで毎年2回税収予測を発表する。2007年度の税収の秋期予測は、地方自治体の税収が増加するというものであった。この予測を受け、ドイツ都市会議のアルティクス事務局長は次のコメントを出している。

- ・ 地方自治体が連邦や州と同様、所得税収の顕著な増加の恩恵を受けることは喜ばしいことである。営業税収入の成長は、昨年と比べ緩やかであることは、春の税収予測でも明らかであったため、驚きではない。
- ・ 全体的に好調な税収増加は、長い間停滞していた投資不足を克服し、赤字を減少させるために重要である。

税収予測委員会は、2007年度における全市町村の営業税収入を393億ユーロ（約6兆2,880億円）と見積もっている。昨年度と比べて2.4%の増加であるが、アルティクス氏は市町村間で営業税収入に大きな格差があることを強調している。また、2008年

度には、営業税収入は 4.5% 減少し、376 億ユーロ（約 6 兆 160 億円）にとどまる見込みとなっている。その理由は、2008 年 1 月に施行となる企業税改革であり、今回の予測で初めてその影響が現れている。

2007 年度において、共同税である所得税の地方自治体の取り分は 13.9% の増加を示し、250 億ユーロ（約 4 兆円）にまで増加すると予測されている。ドイツ都市会議によれば、この大幅な増加は、主に個人申告所得税と利子税の大幅な増加によるものである。即ち、春期の税収予測の時点で、税収予測委員会は就職人口の増加と賃金上昇を背景に、税収増加を予測していたが、それが現実のものとなった。2008 年度では、経済状況が引き続き好調と予測されるため、地方自治体の所得税の取り分は新たに 8.4% 増加し、271 億ユーロ（約 4 兆 3,360 億円）まで達すると税収予測委員会は予測している。

これらの結果、地方自治体の全税収は、2007 年度は 721 億ユーロ（約 11 兆 5,360 億円）に達する見込みである。昨年度との比較では 7.1% の増加である。来年度の予測によれば、総税収は 2.1% 増加し、736 億ユーロ（約 11 兆 7,760 億円）となる見込みである。

（参照）

Deutscher Staedtetag, Press Release 7.11.2007, "Wachstum der Steuereinnahmen hilft vielen Städten bei Investitionen und Abbau von Defiziten und Kassenkrediten";

<http://www.staedtetag.de/10/pressecke/pressediens/artikel/2007/11/07/00504/index.html>

Das Bundesfinanzministerium im Internet, "Arbeitskreis Steuerschätzung";

http://www.bundesfinanzministerium.de/lang_de/nn_2144/nsc_true/DE/Steuern/Steuerschaetzung_einnahmen/Grundlagen/2294,templateId=renderPrint.html

【地方自治体主導の全国自転車政策会議】 ドイツ

11 月 21 日ゲッティンゲン市で全国自転車政策会議が開催された。昨年に設立された全国自転車政策アカデミーが開催する初めての全国規模の会議であり、今後は年次会議にする予定である。会議の準備はドイツ都市研究所が担当し、企画とプログラム策定には地方自治 3 団体が深く関係していた。テーマは、「自転車利用を地元、地域と全国レベルで促進するための自治体間協力」であり、その目的は、自治体の自転車政策や自転車用事業のためのネットワーク作りであり、情報交換と先進事例（ベスト・プラクティス）の発表が会議の内容であった。更に、地方自治体の立場を州や連邦に対して明らかにすることも会議のもう一つの目的であった。会議では、すでにドイツやヨーロッパで存在するネットワークについてのプレゼンテーションと分科会形式の議論が中心となった。

2002 年に連邦政府は全国自転車計画（Nationaler Radverkehrsplan, NRVP）

を発表した。これは、2002年から2012年までの十年で、自転車利用を増加させ、自転車政策を一般交通政策に統合させるという、大がかりな計画である。その一環として、地方自治体における自転車政策の実施とそれについての研究と情報交換を促すために、全国自転車政策アカデミーが設立された。今回の会議はアカデミーの事業の一つともなっている。

全国自転車計画の主な目的は次の通りである。

自転車観光における地域と全国レベルの政策を取りまとめ、国内外での広報とマーケティングを行う。

地方レベルでも全国レベルでも自転車と公共交通の関連性を強化する。

全国レベルで重要な自転車路線・専用道の整備を継続し、質を向上させる。

現在の自転車専用道の建設に利用可能な財源を明確化する。

「地方自治体公共交通財源法」に基づく財源の利用を自転車政策のために促進する。

新しい自転車専用道の建設に利用できる新たな財源を確保する（EU財源を含む）。

自転車専用道の単なる拡大ではなく、道路網の確立を優先させる。

自転車道路網が不完全でつながっていないところもあり、それを整備・拡充するための必要な措置を講じるため、自治体、州と連邦の協力を強化する。

「自転車にやさしい」政策や事業を立案するためのコンテストを実施する。

一方、連邦政府はドイツの自転車利用についての報告書を2回発表しており、2回目の報告書は9月に公開されていた。連邦が管理する長距離道路（Bundesfernstrassen）に関しては、1万6,000キロメートルの自転車道が新設された。全体の道路工事予算の2%が利用され、年間約1億ユーロ（約160億円）に上っている。

（参照）

Website National Cycling Plan/Nationaler Radverkehrsplan:

<http://www.nationaler-radverkehrsplan.de/>

<http://www.nationaler-radverkehrsplan.de/fahrradademie/konzept/>

<http://www.fahrradademie.de/fahrradkonferenz/index.phtml>

http://www.bmvbs.de/Anlage/original_971836/Ride-your-bike.pdf

Bundesregierung, Erster Fahrradbericht der Bundesregierung; Zweiter Fahrradbericht der Bundesregierung

<http://www.bmvbs.de/Verkehr/Strasse/Erster-Fahrradbericht-,1438.1820/Massnahmen-der-Bundesregierung.htm?global.printview=2&global.sprache=de>

<http://www.bmvbs.de/Verkehr/Strasse-,2954/Zweiter-Fahrradbericht.htm>

【人口減少の続くドイツ北部のメクレンブルク・フォアポンメルン州の経済成長の可能性】 ドイツ

メクレンブルク・フォアポンメルン州は、海岸線が長いこと、景勝地として有名なリュージェン島があること、小規模ではあるが造船業が行われていることで知られているが、一方で、失業率が高く、人口減少率が大きいことなど、あまりポジティブなイメージがないようである。しかし、最近の情報によれば、旧東ドイツ地域の最北部にあるこの広域州にとって、状況が改善しつつあるようである。10月3日のドイツ東西統一記念日には、州首都シュベリン市が如何に美しい都市であるかを、記念日式典のテレビ放送を通じて全国に伝えることができた。この式典は毎年輪番で各州の首都で開催されるものである。

10月20日に、アンゲラ・メルケル連邦首相は、大型橋建設事業の一つであったシュトラルズント市とリュージェン島を結ぶ大橋をオープンした。そして、最近失業率が下がっているだけでなく、経済成長も目覚ましいことが明らかになっている。失業率が減少しているのは、ドイツ全体の傾向でもあるが、同州の経済成長率の高さは有識者を少々驚かせた。同州は、2007年前半、4%の経済成長率を達成したが、これは、ドイツ経済のエンジンと呼ばれるバイエルン州の3.5%をも上回っている。

この成功にはいくつかの原因が考えられる。まず、出発点が低ければ、少しの改善でも高い成長率となる。しかしながら、社会民主党(SPD)とキリスト教社会同盟(CDU)の連邦レベルでの大連立政権と同じ連立を組む同州連立政権の経済政策は経済界から評価されており、企業側からの自治体への要求に対する自治体の対応の評判もよい。

州政府は、州の発展において既存産業の振興と新規産業の推進という二重政策を推進している。まず、既存産業の支援と開発である。造船業は最近景気が良くなっている上、エネルギー関連企業も港湾都市グライフスワルト市などで発展している。現在交渉中のロシアからのガス・パイプラインはメクレンブルク・フォアポンメルン州が最終拠点となる予定である。バイオ・ディーゼルなどの新規企業も展開中である。併せて「北部エネルギー産業拠点」での雇用はすでに1,000人に上っている。

もう一つは、観光と健康関連産業の促進である。メクレンブルク・フォアポンメルン州は人口密度が低く、自然が豊かであり、海岸線も長いので、健康関連産業に適していることは確かである。「北ドイツのフロリダ」というスローガンに表現されるように、年金生活者がここに移住するようなインフラの整備を目指している。ただし、産業開発とは若干のあつれきも考えられるうえ、環境保護団体からは、州政府は環境保全を怠っていると批判の声も上がっている。

2000年から2006年までの間に、EUの財源から25億ユーロ(約800億円)がメクレンブルク・フォアポンメルン州に投入されたが、将来同じようには期待できないため、州政府が全力を尽くして、一つの分野に特化することなく、できるだけ多様な分野で成長をめざすことは必然の流れである。

しかし、問題も大きい。メクレンブルク・フォアポンメルン州の人口は、1990年の

時点から 15 万 2,000 人減少したが、そのうち 8 万 6,000 人は女性である。この傾向は将来も続くと考えられる。2020 年までは、現在の人口である 170 万人が 150 万人にまで減ると予測されている。企業が求めている資格と知識を持っている労働力を確保することは現在でも困難となっている。グライフスワルト市とロストック市には大学があるが、それだけでは能力の高い被雇用者に対する需要は満たされないし、大学卒だけが求められているわけでもない。人口的变化の一つの特徴は、「数」の減少だけでなく、企業が求めている資格と知識を持つ人が減るという「真」の減少も伴うことから、この分野での対策も喫緊の課題となっている。

(参照)

Der Spiegel im Internet, “Mecklenburg-Vorpommern: Aufstieg aus dem Nichts”,

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,513165,00.html>

Info zur Rügenbrücke:

http://www.bernd-nebel.de/bruecken/3_bedeutend/stralsund/stralsund.html